

## 法要セットプラン販売約款

### 第1章 総 則

#### 第1条 (適用)

1. イオンライフ株式会社(以下「当社」)が取り扱う法要セットプラン(以下「本プラン」)について、当社が購入者(以下「依頼者」)からの購入申込み(以下「申込み」)に応じて販売する条件は、この法要セットプラン販売約款(以下「本約款」)によります。

#### 第2条 (本約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、その旨ならびに変更後の本約款の内容および変更の効力発生時期を当社ウェブサイトに掲載する方法により周知します。

#### 第3条 (販売条件の概要)

- 本プランは、当社から依頼者に対する法要等用の生花および供物(以下「商品」)の販売に加えて、以下の手配を当社の提携業者において無償で提供するものです。なお、以下の手配に関する留意事項は第6章をご確認ください。
  - ① 年季法要、霊祭、追悼行事その他の宗教上の祭典(以下「法要等」)に僧侶、神主、神父、牧師その他の宗教者(以下「宗教者」)の手配
  - ② 依頼者のご希望がある場合における、法要等の会場(以下「会場」)の手配
- 依頼者と当社間の商品の売買契約(以下「本契約」)は、以下①または②のいずれか遅い時点で成立します。
  - ① 依頼者と宗教者の間で法要等の日時及び場所が確定した時点
  - ② 第5条に定める与信審査において、決済代行業者が取引を承認した時点
- 当社は、依頼者が指定する日に、依頼者が指定する場所で、依頼者または依頼者が指定する第三者(以下「お届け先」といいます)に商品を引き渡します。商品の発送可能日は、原則、当社が申込みを受けた日から10日後の日以降となります。
- 商品の代金(以下「商品代金」)の支払方法は原則としてクレジットカード決済に限り、クレジットカード決済に限り、依頼者にご同意いただくべき事項は第【4】条第【2】項をご確認ください。
- 契約成立後のキャンセルおよび変更は本約款に定める場合に限るものとします。

### 第2章 本契約の申込、成立

#### 第4条 (申込み)

- 本契約の申込みは、当社のウェブサイトに必要な事項を入力の上お申込みいただくものとします。ただし、インターネット環境が無い等の場合においては当社コールセンターへ連絡し、口頭で依頼する方法を採ることができるものとします。
- 依頼者は、申込みにあたり、以下の各事項にご同意いただくものとします。
  - ① 商品の提供等の契約条件は本約款に基づくこと
  - ② 依頼者から提供を受けた個人情報につき「個人情報の取り扱いについて」に定める取扱いがなされること
  - ③ 与信審査のために、当社が決済代行業者に申込情報(依頼者およびお届け先の個人情報を含みます)を提供すること
  - ④ 与信不承認の場合でもその理由を依頼者には一切開示しないこと

#### 第5条 (与信審査)

- 当社は、依頼者との取引に係るクレジットカード決済につき当社が指定する決済代行業者の与信審査を受けるものとします。
- 当社が指定する決済代行業者の名称は申込画面に記載のとおりとします。

#### 第6条 (契約の成立)

- 契約の成立の時期は、第3条第2項に定めるとおりとします。

#### 第7条 (申込みの不承諾)

- 当社は、以下に定める場合、申込みを承諾しないことがあります。
  - ① 当社またはイオングループ各社と依頼者との過去の取引において支払遅延等の履歴がある場合
  - ② 依頼者の指定する納品日に納品が間に合わない等、当社が申込み内容を受け取ることができない場合
  - ③ お申込み内容に重要な不備があり、かつ当社から連絡が取れない場合
  - ④ 第5条に定める審査の結果、決済代行業者が取引を承認しない場合
  - ⑤ 前記のほか依頼者が希望する条件と当社が提供できる条件が一致しない場合

### 第3章 本契約成立後の商品のキャンセル等

#### 第8条 (キャンセル等)

- 契約成立後のキャンセル等の条件は、次のとおりとします。
  - ① 本契約のキャンセルならびに配送日および配送場所の変更は、商品発送5営業日前の日までとし、その翌日以降にはキャンセル等はできません。
  - ② 前号により本契約をキャンセルした場合、商品代金は発生しません。

#### 第9条 (契約の解除)

- 当社は、依頼者に以下の事由が生じた場合には、本契約を解除することがあります。当社は、本契約を解除する場合、依頼者に対して書面で通知します。
  - ① 本約款に違反し、当社が相当期間を定めて違反の解消を催告するも、同期間内に違反が解消されない場合。
  - ② 破産手続開始、民事再生手続開始等の法的整理手続の申立てがあったとき、またはこれらに類する事態が生じた場合。

### 第4章 商品代金の支払い

#### 第10条 (支払方法)

- 商品代金の決済方法は、当社ウェブサイトにて指定する国際ブランドのクレジットカード決済のみとします。
- クレジットカード決済では、当社が決済代行業者に審査を依頼するに先立って、クレジットカード会社所定の手続を行っていただきます。依頼者は、お申込時にeメールアドレスを入力いただき、当社が当該アドレスに送信するeメールに記載したURLにアクセスして手続を行っていただくものとします。
- 当社または決済代行業者がクレジットカード会社に対して決済の実行を依頼する時期は、商品の発送日以降とします。なお、依頼者とクレジットカード会社との間の契約において、クレジットカードの利用料金の支払方法がデビット方式とされている場合には、決済代行業者による審査時に依頼者の銀行預金から商品代金相当額が引き落とされることがあります。この場合でも第【8】条に従いキャンセルされた場合には商品代金相当額は返金されます。
- クレジットカード決済では、請求書の発行はございません。

### 第5章 商品の引渡し

#### 第11条 (商品の引渡し)

- 商品の引渡しは、依頼者の指定する納品日に、依頼者の指定する場所で、依頼者

またはお届け先に対して行います。

#### 第12条 (危険負担)

- 依頼者および当社のいずれの責めにも帰さない事由により、商品が滅失・毀損した場合の危険は、引渡し時までは当社が負うものとし(商品代金はいただきません)、引渡し後は依頼者が負うものとし(商品代金をいただきます)。

#### 第13条 (所有権の移転)

- 商品の所有権は、引渡し時に依頼者に移転するものとします。

#### (外部委託)

#### 第14条 (外部委託)

- 当社は契約上の義務を履行するにあたり、商品の発送作業等を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、個人情報の保護その他契約上当社が依頼者に負う義務を当該第三者に遵守せしめるとともに、当該第三者の責めに帰すべき事由については当社が依頼者に対して責任を負います。

#### 第15条 (不可抗力による免責)

- 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令その他の処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、その他不可抗力により商品の全部または一部の引渡しが遅延し、または不能となった場合でも、当社は責任を負いません。この場合、契約のうち引渡し不能となった部分は消滅するものとします。

#### 第16条 (損害賠償)

- 当社が契約に違反したときは、依頼者が当社に対して、依頼者が契約に違反したときは、当社が依頼者に対して、それぞれ損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、かかる損害賠償は、通常生ずべき事情に基づき依頼者または当社が直接蒙った損害に限定され、逸失利益、特別の事情に基づき生じた損害、または間接的に蒙った損害は損害賠償の対象外となるものとします。

### 第6章 宗教者および会場の手配に関する留意事項

#### 第17条 (依頼者と宗教者の関係について)

- 宗教者および会場の手配は、第3条第1項に記載の通り、商品を購入いただいたお客さまに対する無償の仲介サービスです。
- 法要等の施行については依頼者と宗教者の二者間の関係となります。
- 当社および当社提携業者は、適切な宗教者を手配するよう努めますが、法要等への遅刻・欠席、会場確保の失敗その他社会通念上問題と認められる宗教者の不手際について、当社および当社の提携業者は、故意または過失がある場合を除いて責任を負いません。

#### 第18条 (宗教者に対する支払について)

- お布施その他名目及び趣旨を問わず、社会通念上法要等の依頼主が宗教者に対して支払う一切の金員(以下「お布施等」)について、当社のウェブサイト、パンフレット等に表示している金額は、目安として掲載しているものに過ぎず、その金額の決定に関し、当社および当社の提携業者は一切関与いたしません。
- お布施等は、依頼者より、宗教者に対して直接お支払いください。ただし、当社が紹介する宗教者は心付け、お車代、お膳料は辞退しておりますので、これらをお支払いいただく必要はありません。

### 第7章 その他

#### 第19条 (個人情報の保護)

- 当社は、依頼者から提供された個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の法令および行政通達、当社内部規則に沿って、適切に取り扱います。

#### 第20条 (反社会的勢力の排除)

- 依頼者は、自らが反社会的勢力(暴力、威力、社会運動の標榜、政治活動の標榜、脅迫的言辞、詐欺的手法等を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人などを指すが、これに限らない。)ではないこと、反社会的勢力を利用していないことおよび反社会的勢力の運営・管理等する事業等に対して指導、協力、補助等をしていないことを保証し、将来にわたってもこれらに該当することがないことを、当社に対して確約いただくものとします。
- 依頼者による前項の保証・確約が事実と異なることが判明した場合には、当社は、契約を解除することができるものとします。
- 依頼者による第1項の保証・確約が事実と異なることが判明した場合において当社に損害が生じた場合には、前項による解除の有無に拘らず、当社は依頼者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

#### 第21条 (協議)

- 本約款に記載なき事項については、誠意を持って協議し、決定するものとします。

#### 第22条 (合意管轄)

- 本約款に関して発生した紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上